

2 陳情第 20 号

2 陳情 第 20 号	店舗等家賃減額助成をテナント・賃借人に直接支給するように求める陳情
付託委員会	オリンピック・パラリンピック・文化観光等特別委員会
受理及び付託 年 月 日	令和2年11月24日受理、令和2年12月1日付託
陳情者	新宿区市谷台町_____

	代表 _____

(要 旨)

新宿区が行っている店舗等家賃減額助成をテナント・賃借人に直接支給するように求めます。

(理 由)

5月7日に始まった区の店舗等家賃減額助成では、家賃を減額しているオーナーに対し、減額分の2分の1を月5万円まで当初の6ヶ月分から12ヶ月分に期間を延長されて実施されています。この助成制度は、1人のオーナーにつき、月5物件までという条件により5物件以上のテナントのオーナーは5物件を選別しなければなりません。また、オーナー自らも減額した半額を負担するため使いづらいのが実態です。オーナーからは、「店を選ぶことになるためこの助成制度は使わない」「ローンなどの支払いがあるため自分も半額負担することはできない」などの声を聞いています。

この12月は、例年なら1年で最も売り上げがある月ですが、新型コロナウイルスの感染が広がる中で客足は遠のき、どこのテナント・賃借人も年を越せるのか瀬戸際です。調べた範囲では、江東区、文京区、板橋区や都内の13市でテナント・賃借人に直接家賃等の助成を実施しています。使いづらい現行の店舗等家賃減額助成を他の自治体で行っているようにテナント・賃借人に直接助成するようにしてください。